

平成 15 年 4 月 25 日  
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法設置漁具の押収について

1. 水産庁漁業取締船「海鳳丸」は、4月19日に隠岐島の北沖約65Kmの日韓暫定水域に隣接する我が国排他的経済水域内で、韓国漁船によって設置された違法漁具を発見し、翌20日米子簡易裁判所から「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）」の無許可操業違反で差押許可状の発付（本年7件目）を受けて、海鳳丸が同日中に底刺網漁具を押収した。
2. 漁業取締船のレーダーによって、排他的経済水域から日韓暫定水域へ逃走する船影を認めたため、現場に急行し、船影が存在していた位置でブイを発見したものであるが、今回押収した漁具のブイは、底刺網の端から連なり海面に浮かぶブイではなく、スバル用のロープの端に取り付けたブイで、揚収したところ、底刺網漁具が引っ掛かって揚がってきたものである。
3. 「スバル」は、ブイが切断されたりして漁具を失った場合に、海底の漁具を探すための鈎形の道具であるが、海面に浮かび発見されやすいブイを取り付けずに底刺網を設置して、スバルを使って引き揚げようとしたものとみられ、違反の手口が次第に巧妙化している。
4. 韓国漁船による違反設置漁具の押収量が急増していることから、外交ルートを通じて、韓国側に抗議する予定である。

（今回の漁具押収量・漁獲物量等）

底刺網	2、520m	同用ロープ	350m
ズワイガニ	733枚・約600kg	資源保護のため海中へ戻した。	
スバル	1個	同用ロープ	1、300m

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所  
電話：0859-44-3681  
担当者：小谷

注：押収漁具の撮影・取材可能です。

参 考

韓国漁船違法設置漁具の押収量（日韓漁業協定発効以降）

境港漁業調整事務所押収分

平成15年4月25日現在

年次	件数	底刺網 k m	カニ籠 個	バイ籠 個	アナゴ籠 個
11	2	44 (17)	0	17 (0.6)	0
12	3	0	85 (10)	275 (7)	0
13	6	39 (14)	335 (15)	0	0
14	11	180 (62)	1754 (86)	0	0
15	7	102 (31)	100 (5)	563 (6)	253 (2)
計	29	365 (124)	2274 (116)	855 (14)	253 (2)

注：（ ）は縦網又は幹網の数量で外数。単位はk m。